

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告示	〇大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件	四九六
	〇大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件	四九六
	〇大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件	四九六
	〇大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	四九六
	〇土地改良区の定款の変更を認可した件	四九六
	〇保安林の指定をする予定である件	四九六
	〇保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	四九六
	〇土地収用法により事業の認定をした件	四九六
公告	〇土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件二件	四九二
	〇土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件	四九二
	福島県選挙管理委員会	
	〇個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があつた件	四九二
	〇個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があつた件	四九二
正誤	〇令和五年九月十九日付け定例第四百十八号中	四九三

告 示

福島県告示第六百十八号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和五年十月十日から令和六年二月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。
 令和五年十月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルトSC城東店 福島県いわき市平字城東一丁目七番三ほか
- 二 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の名称の変更 一件、小売業を行う者の住所の変更 一件、小売業を行う者の代表者の変更 四件）
- 三 届出年月日
 令和五年九月二十九日
- 四 届出をした者
 株式会社マルト商事

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和五年十月十日から令和六年二月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。
 令和五年十月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルトSC城東店 福島県いわき市平字城東一丁目七番三ほか
 - 二 変更しようとする事項
 駐輪場の位置
 （変更前）別紙図面のとおり
 （変更後）別紙図面のとおり
 - 三 変更しようとする年月日
 令和五年十月三十一日
 - 四 届出年月日
 令和五年九月二十九日
 - 五 届出をした者
 株式会社マルト商事
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第六百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）くすりのマルト健康の森好間店

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

十一番一ほか

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千軒平溜池土地改良区から令和五年九月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月二日認可した。

令和五年十月十日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村計画課）

福島県告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年十月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市川前町下桶売字上高部一六一の一八五

二 指定の目的

干害の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（商業まちづくり課）

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年十月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

三留定江 長谷川護 二瓶幸雄 五十嵐栄吉 岩淵サン 長谷川一夫 青津義家

齋藤竹次 長谷川貞夫 三留春松 三留嘉平 三留保博 三留芳雄 関口好市 関口好市 斎藤元則 渡部保夫 物永俊男 茂木敬子 佐藤テイ子 伊勢亀政雄 伊勢亀次男 伊勢亀惣次郎 塚原哲夫 上野善男 武藤裕悦 上野清喜 薄シメ 小滝正 長谷川フミ 長谷川徳次 長谷川留四郎 小滝ヤマ 長谷川健 長谷川健 長谷川健 清野幸栄 小瀧富士夫 小瀧始 斎藤由美

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定実施要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定実施要件については、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和五年福島県告示第五百一十号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第六百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和五年十月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 起業者の名称

二 いわき市
事業の種類

オフロードサイクル施設整備事業

三 取用又は使用の別を明らかにした起業地
取用の部分 福島県いわき市平南白土字菅作地内
使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

オフロードサイクル施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する広場又は運動場に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、「いわき市オフロードサイクル施設整備基本計画」に基づき本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

いわき市は、昭和六十一年に制定した「スポーツ都市宣言」に基づき、市民が安心かつ気軽にスポーツを楽しむ、また、スポーツを通じて健康の増進や市外の人々との交流を図ることができる環境の整備を進めてきた。

しかしながら、平成二十三年三月十一日の東日本大震災以降、観光交流人口は減少傾向にあり、東日本大震災前の約千七十三万人と比較すると、令和四年には約五百四十万人とほぼ半減となっている。

また、近年は様々なニューススポーツが誕生するなど、スポーツの多様化が進んでおり、種目によっては既存の環境では実施することが難しいことから、安全かつ気軽にスポーツを行う機会やスポーツを通して交流する機会が失われている現状がある。

特に、サイクルスポーツについては、既存の環境をベースに使用することが多く、車両、歩行者、障害物や他利用者との衝突事故の発生など、安全面での課題がある一方で、自動車の運転に不安を感じる高齢者による利用や災害時における移動手段、健康意識の高まりやレジャーとしての利用、さらには環境負荷の少ない交通手段としてのニーズが高まっている。

このような状況の中、本件事業の施行によりいわき市で初めてとなるオフロードサイクル施設を整備することで、利用者が安全かつ気軽にスポーツを楽しむことができるようになることに加え、既存のオンロードサイクル施設の他、宿泊施設や観光・商業施設との連携による市内外からの集客も期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める環境影響評価実施対象外の事業であるが、本件事業起業地及び周辺地域における希少野生動植物の生息情報について、起業者が令和五年二月二日に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、該当ないとの回答を得ている。

また、本件事業起業地内の埋蔵文化財の有無について、起業者が令和五年五月十九日いわき市教育委員会に確認したところ、起業地内に周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないとの回答を得ている。

(三) 事業計画の合理性

起業者は、令和五年二月に「いわき市オフロードサイクル施設整備基本計画」を策定し、「市民の憩いの場」、「市民のスポーツ参加の場」、「市の地域活性化に資する場」を整備することを目標として、これらを実現するために本件事業を実施することとしている。

また、本件事業における起業地の選定は、一箇所の候補地を比較検討した結果、事業に必要な面積が確保され、交通の利便性に恵まれており、現況を生かした整備を行うことにより、造成工事の費用が低減できるなどの観点から、申請案が最適であるとして決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。以上のことから、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。併せて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

いわき市は、平成二十三年三月十一日の東日本大震災以降、観光交流人口は減少傾向にあり、東日本大震災前の約千七十三万人と比較すると、令和四年には約五百四十万人とほぼ半減となっており、観光交流人口の増加に向けた新たな取組が求められている。

また、現在オフロードサイクル施設が市内に整備されていない状況であり、適切な環境が整備されていない場所でのサイクルスポーツは車両、歩行者、障害物や他利用者との衝突事故発生など、安全面での課題がある。

したがって、観光交流人口の増加へ向けた取組の必要性及び利用者の安全性の確保を考慮すると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲と認められる。
また、本起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。
以上のことから、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論
以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。
五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
いわき市役所観光文化スポーツ部スポーツ振興課
(土木総務課用地室)

公 告

公告第百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
令和五年十月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
東根堰土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所
監事 安倍 好昭 福島市岡部字西原五一番地

(農村計画課)

公告第百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
令和五年十月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
岩瀬土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所
理事 相楽 健雄 須賀川市大久保字蛇田五番地一

(農村計画課)

公告第百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和五年十月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
母畑地区土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所
理事 石森 春男 石川郡玉川村大字山小屋字的場五番地
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 須釜 泰一 石川郡玉川村大字吉字池ノ上一二番地

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、天栄村選挙管理委員会から報告があった。
令和五年十月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の管理者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
令和五年九月四日	天栄村大字湯本字下原七二番地	湯本集会所	湯本区長	一〇〇・〇〇平方メートル	一五〇人
同	同村大字白子字氏神九番地一	中屋敷集会所	中屋敷区長	三〇・〇〇平方メートル	四五人

福島県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による次の

施設の指定を取り消した旨、天栄村選挙管理委員会から報告があった。
令和5年10月10日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

同	令和五年九月四日	天栄村大字下松本字四十壇二六番地	天栄村体育館	天栄村教育委員会
地	同村大字下松本字原畑六一番	天栄村山村開発センター	天栄村山村開発センター長	
	取消年月日	施設の所在地	施設の名称	施設の管理者

正 誤

ページ	段	行	正	誤
四四九	上	九	大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法

○令和五年九月十九日付け定例第四百十八号中